いちき串木野市空き家バンク制度のご案内

お問い合わせ先：市役所企画政策課（TEL：(0996)33-5628）

○空き家を所有する皆様へお知らせ

いちき串木野市空き家バンクに登録（売買、賃貸）してみませんか

【空き家バンク制度について】

空き家を売却・賃貸したい人（所有者等）と、居住するために空き家を購入・賃借したい人とをつなぐための制度です。

空き家の再利用や有効活用を図り、いちき串木野市への定住促進に寄与することを目的としています。

空き家バンクの運営主体はいちき串木野市です。市は、所有者から登録申込を受けた空き家を調査し、情報を市のホームページ上に公開します。

物件の媒介は、市と協定を結んだ鹿児島県宅建協会等の会員事業者に依頼します。

空き家情報登録制度「空き家バンク」イメージ図

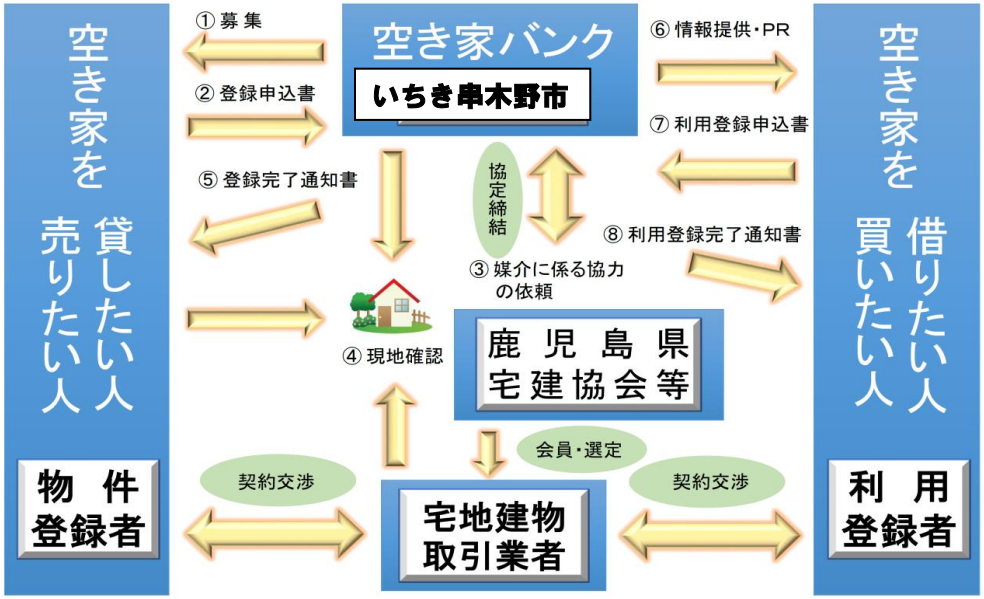

ご利用のながれ

①物件登録
・賃貸・売却物件を登録していただける方は、市へ登録申込書を提出してください。
（担当の不動産業者を決定します。）

②現地調査
・市の担当者と担当業者が現地の物件を確認します。所有者の同行もお願いします。（代理も可）

③登録 情報提供
・調査後、物件台帳へ登録し、市のホームページ及び窓口で広く情報を提供します。

④物件の交渉・契約
・入居希望の申し出があれば、所有者へ連絡します。契約交渉は、仲介事業者・所有者・利用希望者の３者で行います。

【登録できる物件】

・いちき串木野市内にある、個人が居住を目的として建築した戸建て住宅で、空き家となっているもの（予定も含む。）

【登録できる方】

・空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の売買、賃貸等を行うことができる方。

登録時の確認事項

①登録予定の物件の現地調査を、市の担当者と事業者で行い、土地や家屋の状態確認や写真撮影をさせていただきます。その際には、所有者の立ち会いをお願いします。（代理も可）

※物件の状態によっては、登録できない場合もあります。

②登録いただいた物件情報は、空き家バンク登録台帳に登録するとともに、市のホームページ等に掲載し、広く情報提供を行います。（ホームページ等では、物件の現況及び写真等を掲載。個人情報は掲載しません。）

③登録申込を受けた時点で事業者を選定し、契約・交渉等は担当の事業者が仲介します。

④**市は、登録者と利用登録者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しません。契約等に関する一切の問題等については、当事者間・媒介業者で解決するものとなります。**

⑤物件の賃貸・売買の契約が成立した場合は、所定の仲介手数料等を仲介する事業者へお支払いいただきます。

◆住宅リフォーム事業補助金について

個人住宅のリフォーム、増改築に補助金を交付します。補助金は１世帯１回のみです。

対象工事は、市内に居住する個人住宅で居住の用に供する部分のリフォーム工事等を、市内業者（本社が市内）が行うことが条件となるほか、下記の概要です。

- 市外から市内に転入してくることが確実な方、または中古住宅購入者
- 対象工事費 20 万円以上　　・補助率：10%
- 補助金限度額：10 万円　　・工事着工前に申請が必要
- その他詳しい条件については、事前に都市建設課建築係（電話 0996-21-5154）へお問合せください。

◆空家対策特別措置法の施行（平成27年5月）
◆いちき串木野市空家等対策計画の策定（平成29年3月）

増え続ける空き家への対策が求められています！
空き家の適正管理は所有者の責任です。適切な管理をお願いします。

◆お困りではないですか？

- 空き家を所有しているけど、管理が大変。
- 借り手、買い手を見つけたいがどうしたらよいかわからない。
- 空き家を有効に活用したい。など

☆空き家をそのまま放置していると・・・

- 空き家のまま放置し、適切に維持管理を行わないと老朽化が急激に進みます。
- 風化した空き家は、防犯・防災上の問題や地域の景観悪化などの問題が心配されます。

※いちき串木野市ホームページに「空き家バンク情報」を掲載しています。現在登録中の物件も確認できますので、ご参照ください。

（URL）http://www.city.ichikikushikino.lg.jp/akiyabank_index.html

【お問い合わせ先】
〒896-8601　鹿児島県いちき串木野市昭和通 133-1
いちき串木野市役所　企画政策課　企画調整係
電話：0996-33-5628（直通）　FAX：0996-32-3124
Email：seisaku１@city.ichikikushikino.lg.jp
URL　：http://www.city.ichikikushikino.lg.jp/